

休日確保評価型試行工事に関する「よくある質問・回答」

港湾局技術企画課
令和4年3月初版

(質問1)

軽微な作業とは何か？

【回答】

○品質確保や安全確保に係る軽微な作業

例)・コンクリートの養生(散水作業)を行う場合

- ・コンクリートの強度確認のみを行う場合
- ・交通誘導員(安全監視船)のみ稼働している場合
- ・灯浮標等の機器点検
- ・ケーソン工事における送気用設備運転のみの稼働の場合
- ・出勤後、天候(気象・海象)により作業できない場合

○地域行事、現場見学会の開催

例)・現場作業所周辺の清掃作業

- ・イメージアップ関連作業
- ・現場作業が行われていない時の現場見学会

(質問2)

工場製作期間は休日確保の評価対象期間に入るか？
(休日に現場閉所するが工場での製作は行うケース)

【回答】

○現場閉所をしていれば工場製作期間は評価対象外である。(休日としてよい。)

(質問3)

作業船の回航期間や回航にあたっての艀装作業は休日確保の評価対象期間に入るか？

(休日に現場閉所するが作業船の回航を行うケース)

【回答】

○現場閉所をしていれば作業船の回航期間等は評価対象外である。(休日としてよい。)
ただし、安全管理上の所定の連絡体制は確保すること。

(質問4)

現場渡して実施する石材の運搬について、複数日数を要し、休日も挟む場合、休日確保の評価対象となるのか？なお、石材の運搬は施工体系図には登場してこない。

【回答】

○現場閉所をしていれば評価対象外である。(休日としてよい。)
ただし、安全管理上の所定の連絡体制は確保すること。

(質問5)

事務連絡では、夏期休暇は「土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間」とのことだが、2日しか休暇を取得しない場合、残りの1日は休日作業を行ったとなるのか？

【回答】

○そのとおりである。8月の平日3日間は夏期休暇を取得するのが原則である。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、品質確保調整会議を活用するなど、受発注者協議のうえ、柔軟に対応されたい。

(質問6)

同一の港で同時に A 工事、B 工事、C 工事と 3 件の類似工事が稼働し、その 3 件全てに同一の下請会社が入っている。

A 工事は早々に休日確保を断念し、休日作業を実施していて、B 工事と C 工事は休日に現場閉所としている場合、B 工事と C 工事は休日確保と認められるか？

【回答】

○このような懸念が生じる場合は「現場閉所単位」ではなく技術者・技能者等の「個人単位」での休日の確認を実施するなど、工事特性に応じて、受発注者協議のうえ、確認方法を決定し運用すること。

(質問7)

気象海象の状況から 12 月中旬の土日にケーソン据付を実施した。しかし、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)の 6 日間が休日であることから代休が取得できず、4 週 8 休が達成できなかった。年末年始期間を柔軟に設定することはよいか？

【回答】

○個別の事案に応じて、年末年始休暇や夏期休暇については品質確保調整会議を活用するなどし、受発注者合意のうえ所定の休日日数を確保することを前提に柔軟に対応いただいてかまわない。

(質問8)

24 時間施工の海上地盤改良工事の場合、休日確保はどのように確認すればよいか？

【回答】

○このようなケースの際は、休日の確認は「現場閉所単位」ではなく、技術者・技能者の「個人単位」での休日取得状況を確認することで、休日確保の評価としてかまいません。

○この場合、受発注者双方に休日確保の考え方の認識のずれを生じないように、個人単位での休日確保を実施する前に、受発注者双方で協議のうえ合意の元実施すること。

(質問9)

同一工事に施工箇所が2箇所ある際、施工量や箇所毎の制約条件等により、2箇所同時の閉所が困難であり、人員交代を行いながら休日施工を行っている工事がある。このような場合、現場閉所によらず技術者等の個人単位での休日確保で評価をできるようにできないか。

【回答】

- 受注者の責によらず現場閉所が困難な工事の休日の確認は「現場閉所単位」ではなく、技術者・技能者の「個人単位」での休日取得状況を確認することで、休日確保の評価としてかまいません。
- この場合、受発注者双方に休日確保の考え方の認識のずれを生じないように、個人単位での休日確保を実施する前に、受発注者双方で協議のうえ合意の元実施すること。

(質問10)

一時中止期間が工期内にある場合の休日確保の評価の考え方について教えて欲しい。

【回答】

- 一時中止期間は休日確保の評価対象外とする。
- ただし、工事全体の一時中止は対象外としますが、部分的に中止している(例えば海上部分は中止だが、陸上部分は稼働している)ケースは休日確保の評価対象となります。
- 代休取得は、それぞれの期間(4週単位)の中で一時中止期間を除く期間の中で取得することが原則である。ただし、やむを得ない事情がある場合は、品質確保調整会議を活用するなど、受発注者協議のうえ、柔軟に対応されたい。

例)図1における、6月26日～27日、7月3日～4日に休日作業を行った場合は、6月28日～7月2日、7月5日のいずれかに代休を取得すれば休日確保とみなす。

同様に9月4日～9月5日、9月11日～12日に休日作業を行った際は、9月6日～10日、9月13日～17日に代休を取得すれば休日確保とみなす。

		土	日	月	火	水	木	金
1 期 間 目	1週目	6月26日	6月27日	6月28日	6月29日	6月30日	7月1日	7月2日
	2週目	7月3日	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	7月9日
	3週目	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	7月15日	7月16日
	4週目	7月17日	7月18日	7月19日	7月20日	7月21日	7月22日	7月23日
2 期 間 目	1週目	7月24日	7月25日	7月26日	7月27日	7月28日	7月29日	7月30日
	2週目	7月31日	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日	8月5日	8月6日
	3週目	8月7日	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日	8月13日
	4週目	8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日
3 期 間 目	1週目	8月21日	8月22日	8月23日	8月24日	8月25日	8月26日	8月27日
	2週目	8月28日	8月29日	8月30日	8月31日	9月1日	9月2日	9月3日
	3週目	9月4日	9月5日	9月6日	9月7日	9月8日	9月9日	9月10日
	4週目	9月11日	9月12日	9月13日	9月14日	9月15日	9月16日	9月17日

図1 休日取得イメージ

(質問11)

工期の全期間中(土日祝日含む)に調査工(水質調査)がある場合の休日確保の取扱いはどのようなになるか？

【回答】

○現場閉所をしていれば、測量等の技術者が関わる作業を休日に実施しても、この作業は評価対象外としてかまわない。

(参考)

週休2日の労務費の補正についても、測量等の技術者は補正の対象外である。

(質問12)

休日確保評価型(工期指定)において、施工方法の変更は作業船の規格アップも対象となるか？

【回答】

- 対象である。
- ただし、制度の趣旨として、休日を確保しながら、工期内完成を目指すものであるため、荒天等で作業が遅れる場合、工期内完成を目指すために規格アップにて対応を図るようなケースを対象とする。
- 現場で活用する規格については、品質確保調整会議において受発注者双方で協議を行い、工期内に完成する適正な規格を決定する。

(質問13)

休日確保評価型(工期指定)の事務連絡中の「技術者」「技能者」の定義について教えて欲しい。

【回答】

- 「技術者」は、元請けの技術者や下請けの主任技術者を指します。
- 「技能者」は、建設業法での技能労働者と同じ意味合いであり、直接工事の作業を行う下請けの労働者を指します。

(質問14)

休日確保評価型の工事で、品質確保調整会議を実施したところ、工期内に完成をするために、施工能力のアップなどの対策を図ることとした。
このような場合、工期途中から休日確保評価型(工期指定)として取り組んでよいか。

【回答】

- 入札公告時に休日確保評価型(工期指定)として、公告をしていないので、途中から(工期指定)変更はできない。
- 前述のとおり、通常の休日確保評価型のまま取り組んでいただくことになるが、品質確保調整会議において、受発注者双方が協議を行い、工期内完成のために、施工能力アップで対応が可能であると合意がなされれば、設計変更で施工能力アップを行ってもかまわない。
- 現場で活用する規格については、品質確保調整会議において受発注者双方で協議を行い、工期内に完成する適正な規格を決定する。